

第7章 重点施策

1 子どもの権利学習支援と権利侵害の救済への対応

趣旨・ねらい

1) 体系的な子どもの権利学習プログラムの策定と推進

子どもの権利を保障するためには、すべての市民が子どもの権利について正しく認識することが重要ですが、2008(平成20)年度に実施の「子ども総合計画に関する市民意向調査」結果では、「子ども条例を知っている」割合は、小学生保護者と中学生保護者では4割弱、一般市民は3割弱にとどまっています。中でも、児童・生徒については、小学生低学年で1割弱、小学生高学年で1割強、中学生と高校生では2割強と大人よりもさらに認知度が低くなっています。

子ども条例第12条では、子どもの権利の周知と学習支援について定めており、子どもから大人まですべての市民が子どもの権利について学習・理解するための機会を拡充することで、一人ひとりが子どもの権利とはどのようなものか、どのようにして保障されるのかを正しく理解することが大切です。また、自己肯定意識の向上、他者理解の促進など、年齢と発達に応じた学習プログラムを体系的に整備することにより、受講者の経験を周囲と共有することで、社会全体で子どもの権利に対する意識啓発を推進します。

子ども条例条文抜粋

(子どもの権利の周知と学習支援)

- 1 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。
- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

第7章 重点施策

2) 子どもの権利侵害を救済するしくみの強化

子どもの権利侵害がない環境が最も望ましいことはいうまでもありませんが、現実に権利の侵害が起こってしまった場合は、侵害された権利を早期に救済するしくみが必要となります。「子ども総合計画に関する市民意向調査」結果では、「自分がいじめを受けたことがある」は2割～3割弱、「他人をいじめたことがある」は1割～2割弱で、いじめの当事者になったことがあると考えている児童・生徒は少なくありません。いじめによる子どもの権利侵害は身近で切実な問題となっています。

本市ではこれまでに、青少年相談センター（パルクとよた）、豊田加茂児童・障害者相談センターとの連携など相談機能の拡充を図ってきましたが、2008（平成20）年10月には子ども条例に基づく「とよた子どもの権利相談室」を開設し、子どもの権利擁護委員の配置などの子どもの権利の侵害に対する救済と回復のしくみを定めました。

今後は、既存の児童虐待等に関する相談機関の役割を生かしながら、新たに子どもの権利侵害の救済のしくみを定着させるほか、各相談機関の特徴を生かした連携体制のもとで、個々の子どもの状況に応じた対応方法等を検討し、子どもの権利侵害の予防、早期対応、解決を図ります。

子ども条例条文抜粋

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

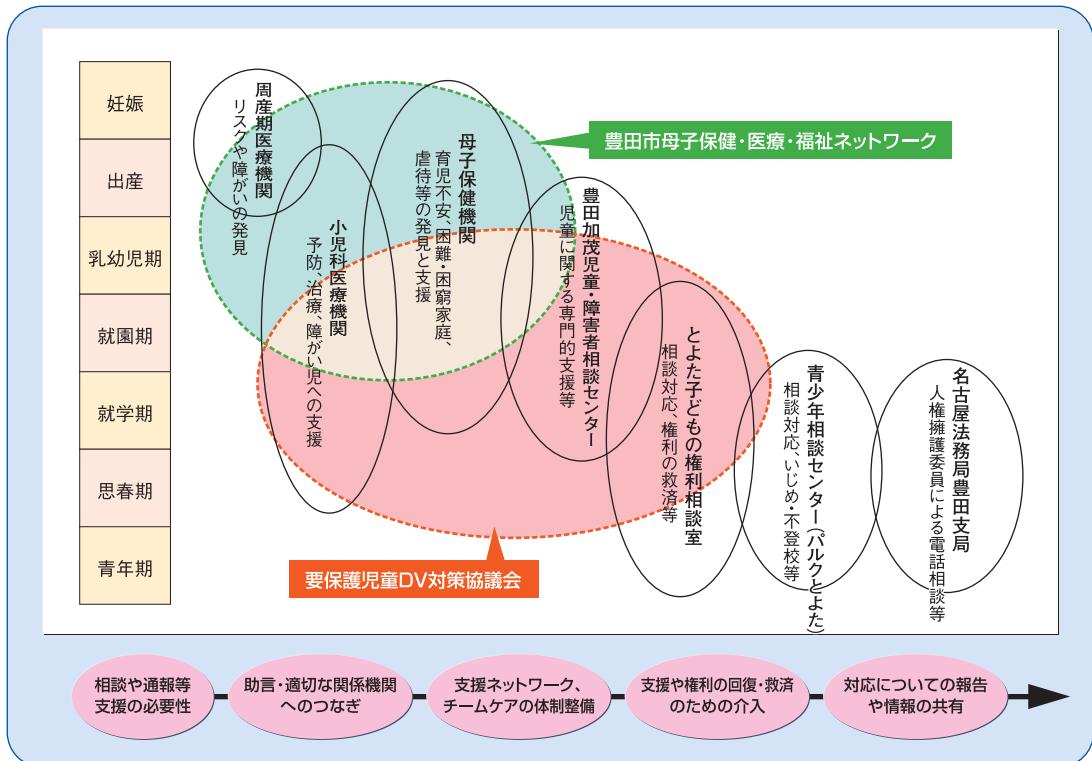
（子どもの権利擁護委員の設置など）

第20条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

相談機関の特徴

相談機関	特徴
とよた子どもの権利相談室	子ども等からの権利侵害の悩みの相談・申し立てに対して、第三者的な子どもの権利擁護委員が調査を実施し、関係者間の調整を行い、必要に応じて是正措置の勧告などを行い、子どもの権利の救済を図ります。
青少年相談センター（パルクとよた）	青少年相談センターの適応指導室に、いじめ・不登校等に関する専門員を配置し、不登校の小中学生に対する学習の補充、体験活動等を支援するとともに、心理相談等により集団への適応能力や自立心を育成します。
家庭児童相談室	子ども部子ども家庭課に家庭相談員を配置し、子どもの養育に係る保護者等の悩みに対応します。
豊田加茂児童・障害者相談センター	児童相談の専門機関として、子どもの養育に関する相談や必要に応じて児童の一時保護や施設入所又は里親への委託などを行っています。
名古屋法務局豊田支局	人権擁護委員が人権擁護の観点により、市民からの電話相談等に対応します。

相談機関と権利侵害の救済のしくみ



「とよた子どもの権利相談室」



「青少年相談センター(パルクとよた)」



第7章 重点施策

重点事業

(1) 子どもの権利学習プログラムの展開(小学校、中学校、保護者)

子どもの権利学習プログラム(小学生低学年、中学年、高学年、中学生、保護者)について、児童・生徒へは道徳などの授業等で展開し、保護者へは、学校のPTA活動や交流館の講座などで展開することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。

担当課:次世代育成課、学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施	→	→	→ 評価・検証	→ 改訂版の検討

(2) (仮称)こども園の子どもの権利学習プログラムの作成

心と体、命の大切さ、子どもの自己肯定意識や他者を理解する心を育むため、園児版の学習プログラムを新たに作成し、こども園での展開を図ります。

担当課:保育課、次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
検討委員会設置 プログラム原案	プログラム作成	順次実施	→ 評価・検証	→ 改訂版の検討

(3) (仮称)子どもの相談・権利侵害対応ガイドラインの策定

豊田市家庭児童相談室、とよた子どもの権利相談室、青少年相談センター(パルクとよた)、要保護児童DV対策協議会など、子どもの相談・権利侵害に対応する関係機関において、子どもの相談事例の情報共有、蓄積を行い、各機関の果たす役割と適切な対応方法の指針を示す「(仮称)子どもの権利侵害対応ガイドライン」を策定し、子どもの権利侵害の予防、早期対応、解決を図ります。

担当課:次世代育成課、子ども家庭課、学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
各機関役割整理 情報共有化の検討	ガイドライン策定 公表	連携推進	→	→ 評価・検証

体系的な子どもの権利学習プログラム

学習のねらい(共通視点)

- ・子どもの意見表明や参加、他者理解の促進
- ・自己肯定意識、自尊感情の向上
- ・権利が侵害されたときの対処方法

大人向けの子どもの権利学習プログラム

生徒・児童の保護者向け
プログラム

親子の
ロールプレイング方式

子どもの成長や発達に応じた体系的な学習システム

子ども向けの権利学習プログラム

園児向け
(今後、作成を検討)

小学生低学年向け
(学校で実施)

授業形式

小学生中学年向け
(学校で実施)

授業形式

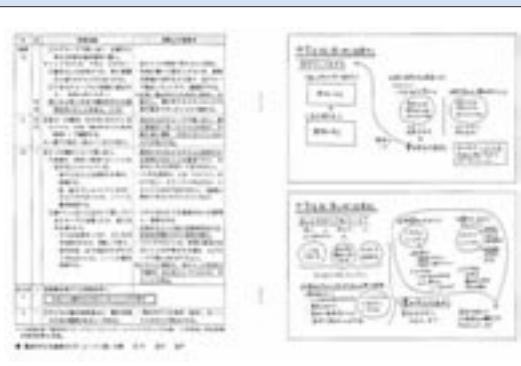
小学生高学年向け
(学校で実施)

授業形式

中学生向け
(学校で実施)

授業形式

【教師用】指導書



【生徒用】学習ノート



第7章 重点施策

2 特別なニーズのある子どもへの対応の拡充

趣旨・ねらい

子どもは等しく教育や福祉を受ける権利を有していますが、子どもを取り巻く環境や事情などから必要とする教育や福祉を受けられていない状況もあります。こうしたケースにおいては、早い段階で問題の解決を図り、一人ひとりの子どもと家庭に寄り添った支援をしていくことが必要です。

子ども条例第14条では、外国籍の子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子どもなど、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をすることを保障しています。

このような特別なニーズに対応するためには、妊娠・出産、就学前から就学、就学から自立といった、一連の成長過程における切れ目がない支援が必要となるため、個別のニーズに専門機関が継続的にかかわりながら、福祉分野、保育分野、教育分野における一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応を行うため、関係機関における一層の連携体制の構築と子ども・子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

重点事業

(1) 豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議

妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や体調に不安のある母親及び子どもに対して、医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、早期からかかわることで、病院から家庭・地域における切れ目がない子育て支援を実施します。

担当課:子ども家庭課

H22	H23	H24	H25	H26
重点課題設定 連携支援	→	→	→	→ 評価・検証

(2) 豊田市特別支援教育連携協議会の運営

障がいなどにより特別な支援が必要な児童・生徒及びその保護者等について、教育、福祉、医療等が一体となって学齢期における一貫した支援を行うため、豊田市特別支援教育連携協議会において、関係機関及びこども園、私立幼稚園、小学校・中学校・高等学校の連携を強化します。

担当課:学校教育課、保育課

H22	H23	H24	H25	H26
組織間の引継ぎ 個別支援計画	→	→	→	→ 評価・検証

(3) 障がい児タイムケア事業

障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所等において、創作的活動、レクリエーション等を実施するとともに、障がい児の家族の一時休息や就労支援を図ります。

担当課:障がい福祉課

H22	H23	H24	H25	H26
受入児童(施設)数 拡充	→	→	→	→ 評価・検証

第7章 重点施策

3 子どもの保育・教育環境の充実

趣旨・ねらい

我が国の長期的な傾向として、共働き世帯やひとり親世帯が増加していますが、2008（平成20）年来の経済状況の悪化を受け、保育所の入園を希望する家庭がさらに増えています。保育所等の利用の曜日や時間の拡大など、保育ニーズも多様化しています。

このような状況において、就労と子育ての両立を図るために、育児休業の取得、育児休業取得後の切れ目のない保育サービスの利用に加え、待機児童の解消など、子どもにとって最も良い保育環境を提供するための量的、質的な拡充を通して、安心して子どもを生み育てられる環境を整備する必要があります。

本市では、就学前の子どもの保育・教育については、公私立保育園・公立幼稚園を対象に、「こども園」として、保育料、職員の配置基準の統一など、2008（平成20）年度より幼保の一体的な運用をスタートしました。

こども園においては、今後の受け入れ児童枠の拡大など、待機児童の解消を図りながら、早朝、延長保育、休日、病児・病後児保育など多様化する保育ニーズへの量的拡充を図る一方で、こども園の運用評価・保育師の研修充実などの質的な向上を重視した取組を進めます。

また、就学後の児童については、放課後児童クラブにおいて保護者が就労している家庭の小学校3年生までの児童全員を原則受け入れるとともに、指導員体制の整備により放課後児童クラブの運用を強化し、子どもの健全な育成環境の充実を図ります。

重点事業

(1) 待機児童への対応

待機児童の解消に対応するため、今後新設や改修の予定のあるこども園については、受け入れ児童数を拡大していきます。特に待機児童の多い低年齢児の受入枠を重点的に拡大します。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
施設改修 受入児童数拡大	→	→	→	→ 評価・検証

(2) こども園における園評価の導入

こども園における保育方針・保育内容等の運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、保育環境の質の向上に努めます。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
制度設計 順次実施	結果公表	→	→	→ 評価・検証

(3) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ指導員の専任化により、研修・指導体制の強化等、保育の専門性を高め、原則小学校3年生までの就労家庭の児童の生活の場を確保します。対象学年の拡大については、試行実施の結果を検証し方針を定めます。

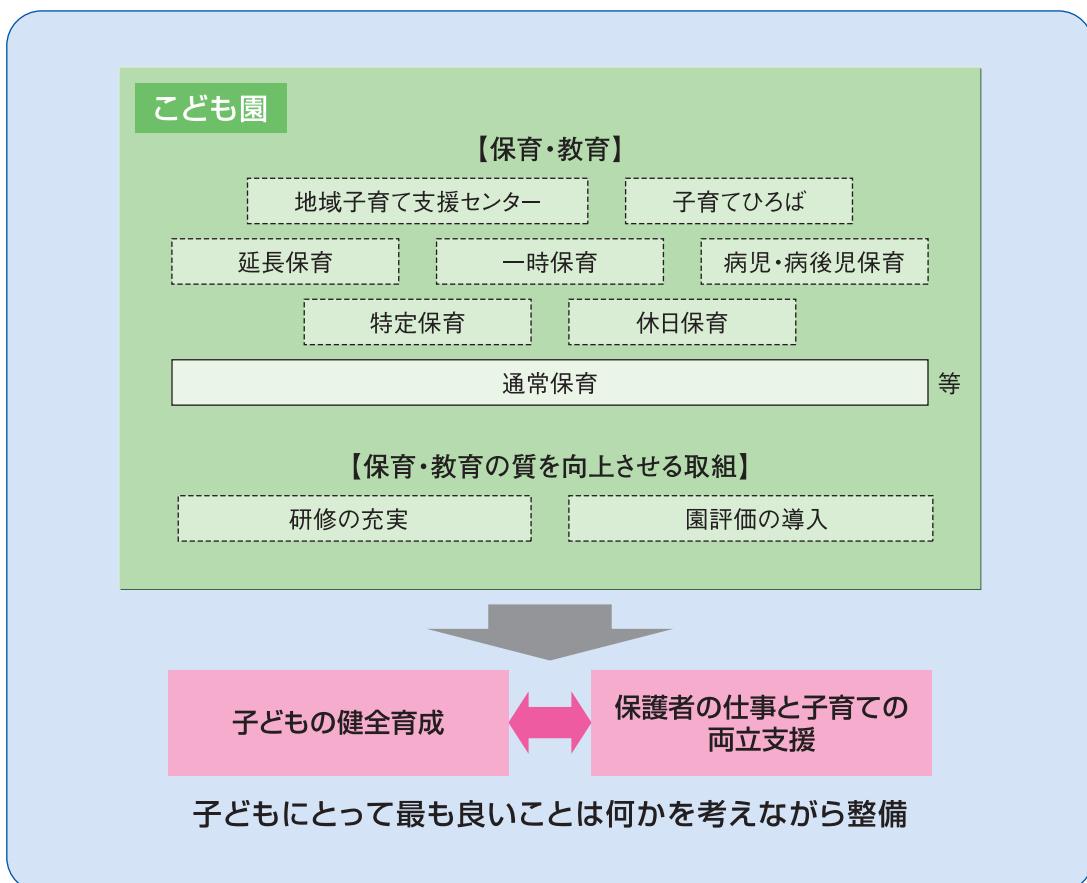
また、専用施設の適正規模、適正配置を図るため、施設整備計画の検討を進めます。今後の多様化するニーズへの対応としては民間活力を生かした運営を推進します。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
専任化の実施	→	→	→	→ 評価・検証
対象学年拡大の 検討	試行実施 結果検証	→	→	→ 評価・検証

第7章 重点施策

今後こども園の運営のイメージ



4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

趣旨・ねらい

合計特殊出生率は2008（平成20）年に1.37と少子化傾向に歯止めがかかるおらず、中長期的な労働力不足が予想されることから、女性の就労とその継続は我が国や企業における重要な課題となっています。

従来から「仕事と子育ての両立支援」として、子どもを持つ女性就業者を支援する観点から保育サービス等の拡充が図られてきましたが、男性の労働時間が長いことからも、今後、単に保育サービスを拡大するだけでは、女性の就業継続、男性の育児参加の向上など、仕事と子育ての両立を実現することは困難な状況といえます。

こうした状況を総合的に踏まえ、仕事の効率化も含めた労働時間短縮等に向けた働き方の見直しや、仕事の充実と家庭・地域生活等の仕事以外の生活とがバランスのとれた社会を目指す考え方が「ワーク・ライフ・バランス」です。

現在では、ワーク・ライフ・バランスの推進が従業員の定着や生産性の向上に結びつくなど意義を感じ、取組を推進する企業もみられており、行政、企業、労働者の三者が一体となった取組が求められています。

本計画においては、次世代育成支援、男女共同参画、雇用均等など、幅広い効果が期待できる施策として、企業等との連携のもとに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を進めます。

第7章 重点施策

重点事業

(1) ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問

ワーク・ライフ・バランス推進員が市内企業を訪問し、事業主や人事担当者にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の必要性、一般事業主行動計画の策定、育児休業制度、国・県の助成制度などを周知します。

担当課:男女共同参画センター

H22	H23	H24	H25	H26
従業員101人以上の企業の訪問	従業員100人以下の企業の訪問	→	→	→ 評価・検証

(2) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の推進

企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、講師派遣等により従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進などについて、企業への働きかけを行います。

担当課:男女共同参画センター、子ども家庭課、次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
事業主会議・社員向けセミナー等ニーズ把握	講師派遣・セミナー開催	→	→	→ 評価・検証

(3) ワーク・ライフ・バランス優良企業制度の検討

豊田市におけるワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する認証(表彰)制度を検討します。

また、ワーク・ライフ・バランスを実践している事業所の従業員の事例、家庭における子どもとのかかわり方などを紹介することで、市民意識の啓発を図ります。

担当課:男女共同参画センター、次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
認証制度検討	企業調査	情報発信 意識啓発	→	→ 評価・検証

5 家庭における親育ち力の強化

趣旨・ねらい

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会との結びつきの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、子どもの育ちを支えるうえで、最も重要な役割を果たすのは家庭や親であることから、前期計画においても子育て家庭への支援に取り組んできたところです。

子ども条例第3条では、子育ての第一義的責任について、保護者の責務を規定していますが、保護者が、子どもの年齢や発達過程にふさわしい環境のもとで子どもを育てる責任を果たすためには、親自身が親としての喜びや意識を向上できるような支援や取組を進めていくことが重要です。

子ども条例条文抜粋

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

まず、育児不安が高まる出産後まもなくは、家庭訪問により、子どもの発育や育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供、支援を必要とする子どもと子育て家庭の早期発見を中心とした育児不安の解消を推進します。

その後は、子育て中の他の親子やこれまでに子育て経験のある親との交流などの機会を通して、ともに子育てにかかわることで、親の役割や責任意識の向上を図りながら、主体的に自立した親として成長する「親育ちの場づくり」を支援します。

また、子どもの成長につれて、家族のコミュニケーションが少なくなっている現状を踏まえ、家庭教育の第一歩である、子どもの気持ちや考えを聴くことの大切さや、親としての意識をしっかりと持つことを実践するための市民運動を推進します。

第7章 重点施策

重点事業

(1) おめでとう訪問の実施と全出生児への拡大

母子保健推進員による、生後1～3か月の乳児を持つ子育て家庭への「おめでとう訪問」を全地域へ拡大し、育児不安の解消、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。

また、新たに第2子以降の乳児を持つ子育て家庭への訪問を実施し、第1子等への養育相談を含めた総合的な子育て支援体制を構築します。

担当課:子ども家庭課、地域保健課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施 母子保健推進員 の養成・増員	→	→	→	→ 評価・検証

おめでとう訪問



(2) (仮称)子育てサークルの世代間交流の推進

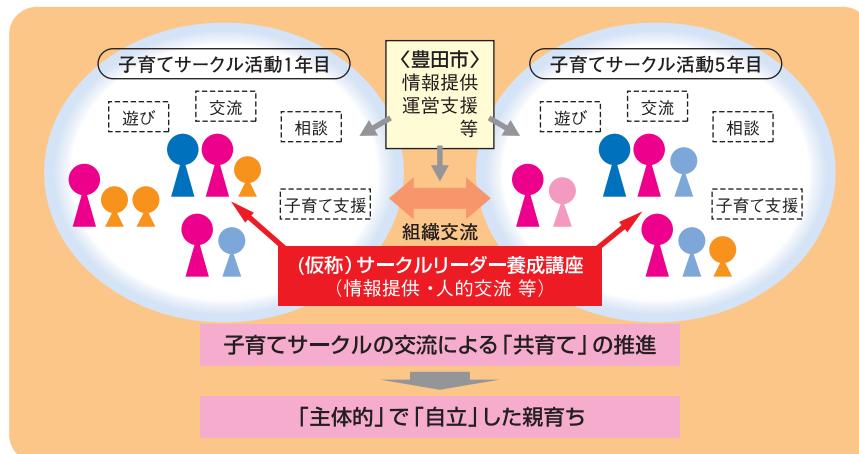
就学前の親子を対象に、活動経験の異なるサークル間の交流を起点に、主体的に自立した「親自身による親育ちの場づくり」を支援します。

また、対象の子どもが成長した後も、経験者がアドバイザーとしてかかわることで、連続性のある親育ち支援を目指します。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
各サークルへの 事業説明 アドバイザー登録	順次実施	→	→	→ 評価・検証

(仮称)子育てサークルの世代間交流の推進



(3) こども園での親の保育参加事業の推進

こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達理解を深め、自分の子どもへのかかわり方や親としての子育て力の向上を図ります。

また、他の子どもを同時に保育することにより、子育てのヒント、わが子を見直すきっかけや地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施	→	→	→	→ 評価・検証

(4) (仮称)家族のコミュニケーション推進運動の展開

親子のコミュニケーション機会の創出により、子どもへのかかわり方や家族の絆づくりを進めるために、全市ノーテレビデーなどを開催し、家庭や親の役割を意識した市民運動として展開します。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
関連団体協議 実施内容の検討	順次実施	→	→	→ 評価・検証

第7章 重点施策

6 地域力を生かした子どもの育成

趣旨・ねらい

本市においては、以前から子どもは地域社会全体で育てるべきものという考え方のもと、「互助の再生強化」に取り組んできました。自治区が主体となって区民会館等で子どもの居場所をつくる「子ども見守り隊事業」や、母子保健推進員等による「おめでとう訪問」などがこの代表的な事例として挙げられ、一定の成果を達成しつつあります。

しかし、これまでの取組は、地域住民の発意による活動の立ち上げといった「自発性」を生かした取組が少なかったことから、参画する市民層の拡大や地域資源の有効活用が不足している現状といえます。

「子ども総合計画に関する市民意向調査」結果では、一般市民の約3割が地域の子育て支援への参加意向を有し、うち8.5%は「内容の企画検討から参加してみたい」と回答しているなど、子育て支援活動への自発的な参加意向を有する人は決して少なくありません。今後は、地域住民の発意による活動の振興を行政が側面支援する視点を重視し、地域力を生かした事業展開を推進します。

また、近隣の大学、高等教育機関の持つノウハウや専門分野の知識をはじめ、大学生等が子ども・子育て等の分野にかかわりながら、まちづくりの担い手として活躍できるしくみづくりを目指します。

重点事業

(1) 地域における放課後の子どもの居場所づくり

すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、「地域子どもの居場所づくり事業」の実施地区の拡大に加え、新たにNPO団体等による展開など、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。

また、「放課後子どもプラン推進委員会」を定期的に開催し、放課後の子どもの居場所づくりについて、総合的な視点で推進を図ります。

※地域子どもの居場所づくり事業

区民会館、集会所、学校の余裕教室等で、地域住民の企画・参画のもとで、子どもの遊び・安全な居場所を提供するもので、現在は「子ども見守り隊」の名称により一部地区で展開しています。

担当課：次世代育成課、学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
実施地区拡大 推進委員会検討	→	→	→	→ 評価・検証

地域における子どもの居場所づくりの展開イメージ

《基本理念》

すべての子どもたちが放課後等に安心して健全に過ごせる居場所づくり
～地域全体で子どもを見守る体制づくり～

- ▼ 各地区の状況に合わせ、様々な場所と多様な運営人材を組み合わせた事業展開
- ▼ 放課後等の子どもの居場所を小学校区に1箇所

①子ども見守り隊事業

場所:自治区集会所、小学校など

②施設開放事業

場所:自治区集会所、小学校など

③施設人材確保事業

場所:既存公共施設、小学校余裕教室など



連携・共働
により運営

子どもの自主性を生かした
様々な活動や交流

学校

地 域

市



子ども見守り隊

第7章 重点施策

(2) (仮称)市民主体型子ども・子育て活動の推進

子どもや子育て家庭に対する支援に携わりたいと考える地域住民の熱意を実践活動につなげるために、活動に対する意欲の醸成、子どもや子育て家庭についての理解の促進、ニーズの把握と活動の企画、立ち上げ支援等を行いながら、市民が事業活動の主体となつた「(仮称)市民主体型子ども・子育て活動」を推進します。

担当課:子ども家庭課、次世代育成課、保育課

H22	H23	H24	H25	H26
事業検証 (市民主体へのシフトの検討)	活動者へのアプローチ (意欲醸成) 活動計画作成	活動組織化支援 市民主体型事業展開	→	評価・検証

(仮称)市民主体型子ども・子育て活動の推進のイメージ

活動に対する意欲の醸成
(子ども施策の現状、課題説明などを通したきっかけづくり)

子ども・子育てに携わる市民
(支援ニーズの把握、活動団体の調査)

- ①活動主体とニーズのマッチング
- ②活動の立ち上げ支援(活動プランづくり支援)

子ども・子育て支援ニーズ



マッチング

活動主体

- 子育て支援グループ
- 子育て支援NPO
- 新規グループ

活動の企画・組織化等支援
(活動場所、資金面での支援等)

市民主体型事業展開例

- (市民発意) 子どもの意見を活動につなげるためのサポートをしたい
- (活動主体) 子ども会議運営ソーター
- (事業活動) 子どもサポートグループの活動組織化(例 NPO化)
 - ・新規ソーター登録、人員養成
 - ・子ども会議の開催企画、運営、活動報告、年間計画
 - ・能力アップ研修、子ども会議のグループ活動サポート

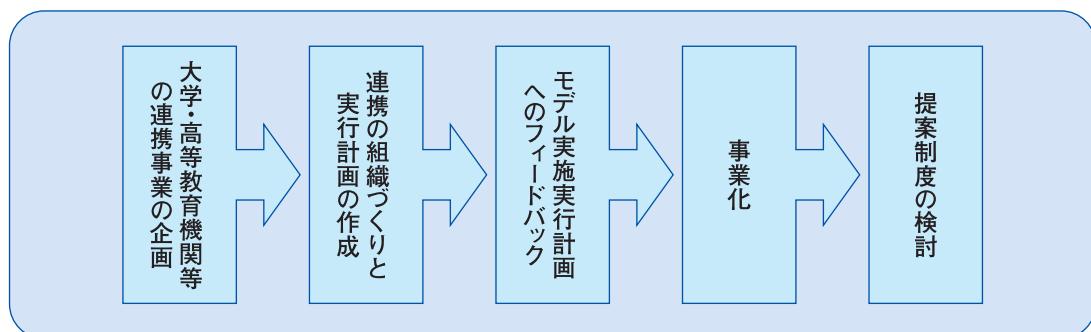
(3) 大学・高等教育機関と若者による共働まちづくり促進

近隣の大学等と連携を推進し、子ども・子育て分野における、大学及び大学生等のかかわりなど、各機関の特徴を生かした、「(仮称)大学・若者による提案事業制度」を検討し、地域の力を生かしたまちづくりへの参画を促進します。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
連携事業の企画・検討	実行計画の作成・協議	モデル実施	提案事業制度の検討	提案事業募集・選定・実施

大学・高等教育機関等との連携のプロセス



大学・高等教育機関等にかかる展開例

形態	内容の例
1.授業やゼミの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども園での保育・教育の補助や研究 ・小学校・中学校の授業の学習補助や研究 ・放課後の子どもの学習指導や研究 ・文化祭などの展示 等
2.クラブ・サークルの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動・スポーツ等の指導 ・ボランティア・サークルの活動 ・放課後児童クラブのボランティア 等
3.学生の自主的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくり ・不登校・ひきこもりの若者の支援 ・若者の自立支援 ・社会的起業 ・まちづくりへの参画 等
4.場所の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みなどの休暇時の教室の利用 ・文化施設、体育施設等の利用 ・子どもの大学実習体験 等
5.組織間連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ち、子育て支援に関する共働 ・実習や研究の協力 ・子どもサポーター ・相談サポート(カウンセリング、スタッフ) 等

第7章 重点施策

7 「主体的」で「自立」した子育ちの支援

趣旨・ねらい

1) 子どもの参画、活動の促進とまちづくりの実践

子どもは成長して、やがて大人になり、社会において一定の役割や責任を担っていかなければなりません。子ども・青少年がまちづくりの一員としての意識を持ち、積極的に参画することで、自立に向けた良い経験となり、将来に渡って地域の担い手となることが期待されます。

本市では、子どもの意見を聴くために、子ども条例に基づき「豊田市子ども会議」を設置しましたが、同会議の子ども委員による活動、地域における子どもを主体とした活動及び子ども目線での情報発信など、社会参画を実現する機会と場を拡充することで、子どもの主体性を育む取組を推進します。

また、市の行政施策や地域づくりにおいて、子どもの意見を反映させるためのしくみと体制を構築し、子どもと大人による、まちづくりの実践を推進します。

子ども条例条文抜粋

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考え方を受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

2) 次代を担う将来の親教育の推進

次代を担う将来の親を地域で育していく気運を高めるためには、子どもが成長して自立した親になる過程において、早期の段階から、親になる意識を高める取組を拡充する必要があります。

そのため、一部の地域で展開している赤ちゃんや乳幼児とのふれ合う機会を拡充し、地域住民の参画のもとで、体験的な交流機会を通じた将来の親の意識啓発と健やかな子どもの育ちを推進します。

重点事業

(1) 「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策提言

子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、「子ども会議」を定期的に開催し、子どもの意見参加を促進します。

また、子ども委員による調査活動の成果や地域子ども集会による子どもの意見を基に、子ども会議からの提案を受け、子ども施策への反映や地域・まちづくりへの参画につなげます。

※子ども会議

子ども条例第19条に規定する、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くための機関

※子ども委員活動

環境工科、子ども条例の普及、いじめ防止などの分野別調査・実践を通して、課題を発見し、子ども目線による提案等につなげるための活動

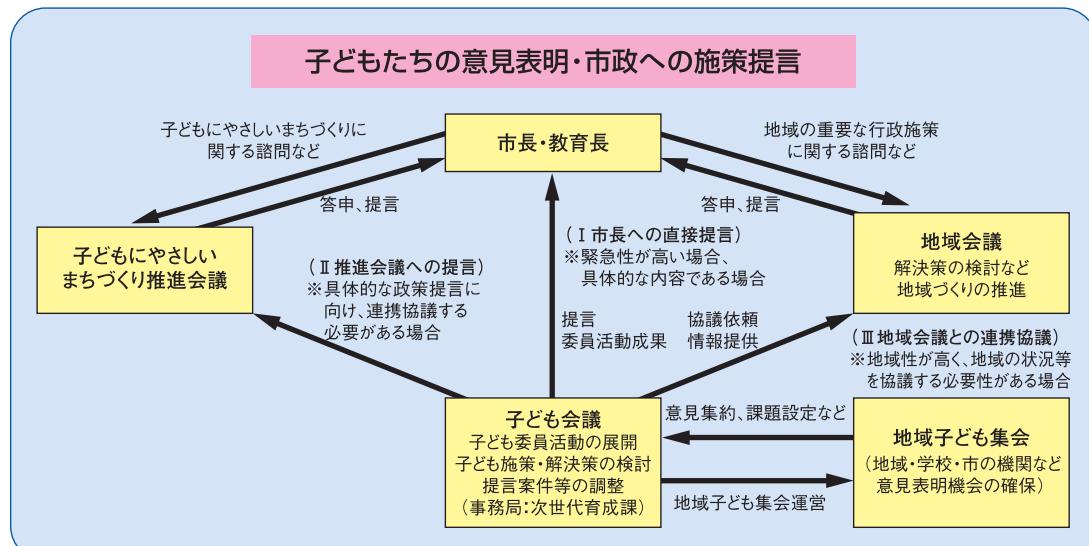
※地域子ども集会

各中学校区を中心に、地域の子どもの意見を聴く機会を確保するとともに、聴取した意見を基に、地域づくりを進めるための起点とするもの

担当課:次世代育成課

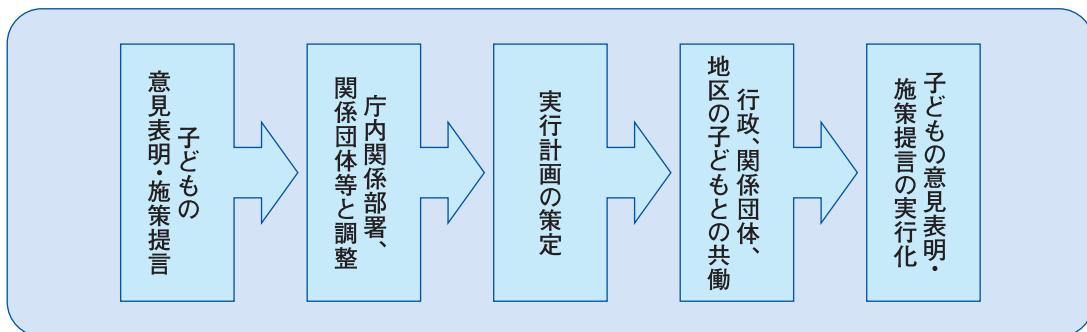
H22	H23	H24	H25	H26
子ども委員募集 活動テーマ設定	子ども委員活動 子ども施策提言 地域会議への提言	→	→	地域の子どもの意見聴取 子ども総合計画 への反映

「子ども会議」を核とした子どもの意見参画の促進



第7章 重点施策

実行化のしくみ



「子ども会議」の様子

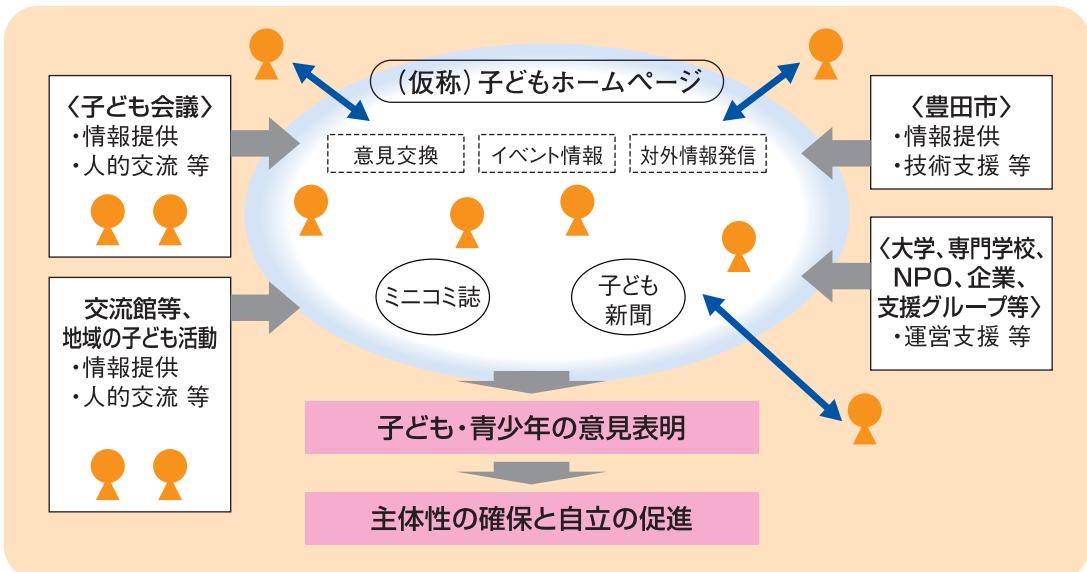


(2) 子どもホームページの開設と子どもの情報発信の促進・支援

子どもの情報発信の機会と情報交流の場として、子ども会議の活動、子ども関連イベント、地域での子どもの主体的な活動、遊びの紹介など子どもが楽しみ役に立つ、子ども企画による『子どもホームページ』を開設します。

担当課: 次世代育成課、情報システム課				
H22	H23	H24	H25	H26
子どもホームページ 委員設置 掲載内容検討	→	ホームページ開設 子どもへのPR	→	評価・検証

子どもホームページの構成



(3) 各種事業への子どもの参加・参画機会の向上

子どもに関する各種事業や交流館の主催する事業において、子どもの参加及び企画への参画機会の向上により、自主性の育成を図ります。

担当課: 次世代育成課、生涯学習課				
H22	H23	H24	H25	H26
子ども意見・ 参画事業全庁調査	地域活動連携 子ども企画事業 機会の確保	→	→	評価・検証

第7章 重点施策

(4) 「赤ちゃん抱っこ体験」の推進

中学生を中心に、命の大切さ、将来の親になるための意識啓発及び地域住民との交流を図るために、地域住民（母親、赤ちゃん、地域ボランティア）参加のもとで、「赤ちゃん抱っこ体験」事業を推進します。

担当課：子ども家庭課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施 共働実施検討	→	→	→	→ 評価・検証

「赤ちゃん抱っこ体験」の風景



8 青少年活動の拠点施設の整備

趣旨・ねらい

青少年期は、子どもから大人への成長過程の中で、活動領域が大きく広がるなど、それまでの環境とは異なり、様々な活動、体験や交流機会を通して、社会性の発達や自立に向けた成長をしていく時期です。

このような時期に、青少年が成長し、主体性を持ちながら自己形成をしていくためには、家庭、学校、地域といった日常生活における居場所の存在が重要である一方で、新たな人間関係や同じ境遇、悩みなどを持つ仲間との交流の中で、自分を表現できる場としての居場所づくりも求められます。

「子ども総合計画に関する市民意向調査」結果では、中学生や高校生の「あつたらよいと思う場所」として、「友だち同士でゆっくり話せる場所」、「スポーツを自由にできる場所」、「音楽やダンスなどの趣味を楽しめる場所」が多く挙げられています。

このような状況を踏まえて、より多くの青少年が主体的に活動し、様々な世代との交流環境の中で、安心して過ごすことができる居場所として、また、青少年活動の拠点としてのハード、ソフト双方の機能が十分に備わった施設を整備するため、青少年センターの再整備に取り組みます。

青少年センター



第7章 重点施策

重点事業

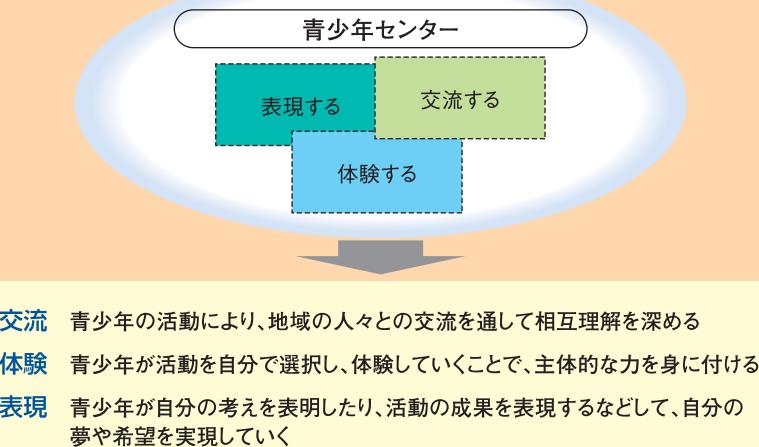
(1) 青少年センターの再整備

青少年の自主活動、社会参加に向けた指導者養成、その他青少年団体の活動支援等を行う青少年センターについて、音楽室などの施設ハード機能のほか、青少年の活動の促進を「市民との活動交流」や「まちのにぎわい」に生かすことができるようなソフト機能を含めた視点で、青少年センター再整備構想をまとめ、青少年の現状と課題に即した施設の再整備を行います。

担当課: 次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
再整備構想 移転地選定	基本計画	基本設計	実施設計 用地取得	建設工事

青少年センター再整備の機能イメージ



センターに必要な機能

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 青少年活動のきっかけ | 2 青少年の自主的な活動の支援 |
| 3 青少年文化の創造と発信 | 4 青少年活動の拠点 |
| 5 青少年の交流促進 | 6 青少年の自立支援 |
| 7 青少年のまちづくり参画 | 8 青少年の相談支援 |
| 9 青少年のくつろぎの居場所 | |

9 自立への一歩を踏み出せない若者への支援

趣旨・ねらい

産業構造の変化や経済状況の悪化を受け、若年雇用をめぐる情勢が厳しさを増しており、自立に困難を抱える若者が増えています。いわゆる「ニート」と呼ばれる学業も職業訓練もしていない無業の若者の問題が深刻化し、雇用問題だけではなく社会不適応や精神的な問題を抱える場合が少なくないことも指摘されています^{注)}。また、これらの若年無業者が35歳以上になってもその状態が続き、高年齢化していることも問題視されています。

現在、国においては、「子ども・若者育成支援推進法(2009(平成21)年7月8日公布、1年以内に施行)」が制定され、青少年の健全な育成(青少年育成)について、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定め、総合的な青少年育成のための施策(青少年総合対策)を推進することとされています。

自立に向けた一歩を踏み出せない、あるいは自立に不安を抱える若者について、就労自立に向けた橋渡しとして、コミュニケーション能力の習得、対人関係における不安の解消、就労に向けた基礎的な知識・技術の習得など、相談支援体制の強化及び充実を図ります。

重点事業

(1) 青少年相談センターにおける青少年の自立支援

困難を抱える若者(19歳まで)への継続的な相談支援を行います。

担当課:学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
継続支援 (自立支援教室)	→	→	→	→ 評価・検証

注)資料:財団法人社会経済生産性本部「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」(平成19年3月)

第7章 重点施策

(2) (仮称)自立支援サポートステーションの開設

自立についての悩みや不安を抱える若者の相談に対応し、若者が各種訓練、グループ活動、セミナー参加、カウンセリング等を通じて就労、自立に向けた知識・技術を習得することを支援する(仮称)自立支援サポートステーションを開設します。

担当課:次世代育成課、産業労政課

H22	H23	H24	H25	H26
各機能の個別事業展開	全体機能構想	運営主体(NPO等)の選定・協議	全体機能整備	→

(仮称)自立支援サポートステーションの機能

